

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年3月26日

大分地方法務局杵築支局 登記官 畠田 悟

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (㎡)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3201 -2023 -0001	国東市国見町 岐部字大内迫 3751番	墓地	111	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3201 -2023 -0007	国東市国見町 岐部字大内迫 3789番	墓地	38	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が不在 (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)